



議案第八十六号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年九月十九日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾四年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
目字中第二章第五節の次に次の一節を加える。

第六節 園芸施設共済（第八十八条の二十二―第八十八条の四十五）

第三条第一項中「及び果樹共済」を「果樹共済及び園芸施設共済」に、「行なり」を「行う」に改め、「第四号」の下に「園芸施設共済にあつては第五号」を加え、同項第四号中「農作物育成管理用施設」を「第五号の特定園芸施設」に改め、同項に次の一号を加える。

五 共済目的 施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。）の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設（これに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができないう施設園芸用施設及び単位面積当たりの再建築価格（当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当

する金額をいう。）の農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「規則」という（第七章を除く。）。）第十五条の六の規定により農林水産大臣の定める金額に満たない施設園芸用施設を除く。以下「特定園芸施設」という。）

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

第三条第三項の次に次の一項を加える。

4 次に掲げるものは、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。

一 次に掲げる施設園芸用施設であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される施設園芸用施設及び通常の管理が行われず又は行われな

いおそれがある施設園芸用施設を除く。以下「附帯施設」という。）

イ 温湿度調節施設

ロ かん水施設

ハ 排水施設

- ニ 換気施設
- ホ 炭酸ガス発生施設
- ヘ 照明施設
- ト シヤ光施設
- チ 自動制御施設
- リ 発電施設
- ヌ 病害虫等防除施設
- ル 肥料調製散布施設
- ロ 養液栽培施設
- ワ 運搬施設
- カ 栽培棚
- ヨ 支持物

二 特定園芸施設の内部で栽培される農作物（法第三章の規定による農作物共済、蚕繭共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される農作物、通常の肥培管理が行われず

又は行われたいおそれがある農作物及び育苗中の農作物を除く。以下「施設内農作物」という。）

第五条第二項に次の一号を加える。

#### 八 園芸施設共済割

同条第三項中「又は果樹共済割」を、「果樹共済割又は園芸施設共済割」に、「又は第十八条の十二第一項」を、「第十八条の十二第一項又は第十八条の四十四第一項」に改める。

第十一条第二項中「又は果樹共済」を、「果樹共済又は園芸施設共済」に改め、「果樹共済」の下に「及び園芸施設共済」を加える。

第十八条中「聞く」を「聴く」に改める。

第十九条の三中「及び第八十八条の十二第四項」を、「第八十八条の十二第四項及び第十八条の四十四第六項」に、「又は第十八条の五第一項の果樹共済の申込書」を、「第十八条の五第一項の果樹共済の申込書又は第八十八条の二十五第一項の園芸施設共済の申込書」に、「若しくは果実」を「若しくは農作物に係る収穫物」に、「又は果実の品質」を「農作物に係る収穫物の品質又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格」に改める。

第二十七条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

第二章第五節の次に次の一節を加える。

#### 第六節 園芸施設共済

##### (共済関係の成立)

第八十八条の二十二 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、第八十八条の二十四第一項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、この町がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

2 前項の規定による承諾は、第八十八条の二十四第一項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（当該特定園芸施設のうち次の各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設又は園芸施設共済に付した特定園芸施設があるときは、これらの特定園芸施設以外の特定園芸施設）のすべてについて前項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

一 園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。

二 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。その他当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず又は行われぬおそれがあること。

(園芸施設共済への義務加入)

第八十八条の二十三 この町との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者で、特定園芸施設を所有するものは、次の各号に該当する場合を除き、その者が所有する特定園芸施設を園芸施設共済に付さなければならない。

- 一 当該特定園芸施設が前条第二項各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設である場合
- 二 当該特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設である場合
- 三 当該特定園芸施設が、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積(屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設(以下「ガラス室」という。))の設置面積にあつては、当該設置面積に二を乗じて得た面積。以下同じ。)の合計が二アール未満である者が所有する特定園芸施設である場合

(園芸施設共済資格者)

第八十八条の二十四 この町との間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者(その者が所有し又は管理する特定園芸施設

の設置面積の合計が二アール未満である者を除く。以下「園芸施設共済資格者」という。）とする。

一 特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むものであること。

二 第二条に規定する区域内に住所を有すること。

2 この町との間に園芸施設共済の共済関係の存する者（以下「園芸施設共済加入者」という。）が園芸施設共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

（園芸施設共済の申込み）

第八十八条の二十五 園芸施設共済資格者が第八十八条の二十二第一項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの町に提出しなければならない。

一 申込者の氏名及び住所（法人たる園芸施設共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

二 特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間

三 附帯施設の種類及び経過年数

四 施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間



五 その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この町は、第八十八条の二十二第一項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第一項の申込書に記載した事項に変更（第八十八条の二十九に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、園芸施設共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第八十八条の二十六 この町は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から第八十八条の二十二第一項の規定による申込みがあつた場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第八十八条の二十二第二項各号に掲げる事由に該当するとき又は、当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

（共済関係の消滅しない場合）

第八十八条の二十七 園芸施設共済加入者が住所を第二条に規定する区域外に移転したため

第八十八条の二十四第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの町の承諾を受けていたときは当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第十一条第二項の規定を準用する。

(共済責任期間)

第八十八条の二十八 園芸施設共済の共済責任期間は、この町が園芸施設共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受け九日の翌日から一年間とする。

2 この町は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る園芸施設共済加入者との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を六箇月以上一年未満(第一号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあつては、一年未満)とすることができる。

一 共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。

二 当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

三 当該特定園芸施設の被覆期間が周年でなく、被覆していない期間中は、施設園芸の用に供しないこと。

(通知義務)

第八十八条の二十九 園芸施設共済加入者は、共済目的を譲渡し、移転し、解体し、増築し若しくは改築したとき、共済目的の構造若しくは材質を変更したとき、共済目的が共済事故以外の事由により破損(軽微なものを除く。)若しくは滅失したとき(破損したときにあつては、その被害が軽微なときを除く。)共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したときは、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならぬ。

(加入者負担共済掛金の金額)

第八十八条の三十 園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、共済金額に第八十八条の三十三の共済掛金率を乗じて得た金額(第八十八条の二十八第二項の規定により一年未満とされた共済責任に係るものにあつては、当該金額に別記の係数を乗じて得た金額)からその二分の一に相当する金額(その金額が法第十三条の五の主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を差し引いて得た金額とする。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第八十八条の三十一 第八十八条の二十二第一項の規定による申込みをした者は、第八十八条の二十五第二項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して一週間以内に園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金をこの町に納付しなければならぬ。

2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者共済掛金の納付を受けたときは、この町は、改めて第八十八条の二十二第一項の規定による申込みがあつたものとみなして取り扱ふものとする。

3 第五条第四項の規定は、第一項の納付について準用する。

(共済金額)

第八十八条の三十二 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設(第三条第六項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。)ごとに、共済価額の百分の五十を下らず、共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、第八十八条の三十四第一項の園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから園芸施設共済加入者が選択した金額とする。

2 前項の共済価額は、法第二百十条の二十二第三項の主務大臣が定める準則に従い、当

該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時に  
おける価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘  
案して、この町が定める金額とする。

(共済掛金率)

第八十八条の三十三 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分(法第二百二十条の二十三第  
一項の施設区分をいう。)ごと及び施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその  
他の園芸施設共済との別ごとに、次の率を合計したものとす。

一 第二条に規定する区域の属する地域に係る法第二百二十条の二十三第一項第一号の共  
済掛金標準率甲と同率

二 第二条に規定する区域の属する地域に係る法第二百二十条の二十三第一項第二号の共  
済掛金標準率乙と同率

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第八十八条の三十四 町長は、園芸施設共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛  
金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを町役場に備えて置か  
なければならぬ。

- 2 町長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない。
- 3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第一項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第八十八条の三十五 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設ごとに、共済事故によつて園芸施設共済加入者が被る損害の額が一万円(当該特定園芸施設等に係る共済価額の十分の一に相当する金額が一万円に満たないときは、当該相当する金額)を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価格に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各物の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

二 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

三 施設内農作物 当該園芸施設共済の共済価額から前二号の金額を差し引いて得た金額  
(共済金額の削減)

第八十八条の三十六 この町は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

一 第九十九条第六号の勘定に係る第九十三条第二項の不足金てん補準備金の金額

二 第九十条第五号の勘定に係る第九十七条第二項の特別積立金の金額

2 前項の規定による共済金額の削減は、当該会計年度中に支払の事由が生じた共済金額のすべてについて、行いものとする。

第八十八条の三十七 この町は、決算において共済金額の削減を生じることがある場合には、仮に共済金額を削減して支払うことができる。

(共済金の支払の免責等)

第八十八条の三十八 次の場合には、この町は、共済金の全部又は一部につき、支払の責め

を免れるものとする。

- 一 園芸施設共済加入者が第十二条第一項の規定による義務を怠つたとき。
  - 二 園芸施設共済加入者が第十三条の規定による指示に従わなかつたとき。
  - 三 園芸施設共済加入者が第十六条第一項又は第二項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
  - 四 第八十八条二十二条第一項の規定による申込をした園芸施設共済資格者が当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第八十八条の二十五第一項第二号から第四号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（この町がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。
  - 五 園芸施設共済加入者が第八十八条の二十九の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 2 この町は、園芸施設共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。



(共済関係の解除)

第八十八条の三十九 第八十八条の二十二第一項の申込みの承諾の当時、園芸施設共済資格者が悪意若しくは重大な過失によつて重要な事実を告げず又は重要な事項につき不実のことを告げたときは、この町がその事実を知り又は過失によつて知らなかつたときを除き、この町は、当該園芸施設共済の共済関係を将来に向かつて解除することができる。ただし、同項の規定による申込みの承諾の時から六月又はこの町が解除の原因を知つた時から一月を経過したときは、この限りでない。

2 第八十八条の二十五 第一項第二号から第四号までに掲げる事項は、前項の重要な事実又は重要な事項とみなす。

3 この町は、共済事故が生じた後において第一項の規定により園芸施設共済の共済関係を解除した場合であっても、その損害をてん補する責めに任じない。もし既に共済金を支払つていたときは、この町はその返還を請求することができる。ただし、当該共済事故がその告げなかつた事実又は告げた不実のことに基づかないことを園芸施設共済加入者が証明したときは、この限りでない。

(共済関係の失効)

第八十八条の四十 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があつたときは、第十一条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済関係に異し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があつたときからその効力を失う。

（他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合）

第八十八条の四十一 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者がその支払うことがあるべき損害賠償のためその特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、この町に対して直接にその損害のてん補を請求することができる。

（共済金支払額等の通知）

第八十八条の四十二 この町は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該園芸施設共済加入者に、共済金の支払額、第八十八条の三十五第二項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

（無事戻し）

第八十八条の四十三 この町は、園芸施設共済について、毎会計年度、園芸施設共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には議会の議決を経て、当該会計年度の前三会計年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る加入者負担共済掛金（以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。）の二分の一に相当する金額（当該前三会計年度間に共済金の支払を受け又は当該会計年度の前二会計年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該園芸施設共済加入者に対して無事戻しをするものとする。

- 一 当該会計年度の前三会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該会計年度の前二会計年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金加入者負担分の二分の一に相当する金額以上の金額であるときを除く。）。
- 二 当該会計年度の前三会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の二分の一に相当する金額（当該会計年度の前二会計年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

2 この町が前項の規定により無事戻しをする金額は、第九十条第五号の勘定に係る第九十条第七項の特別積立金の金額に鳥取県農業共済組合連合会から規則第二十五条第四項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第八十八条の四十三の二 この町は、前条の規定にかかわらず、園芸施設共済について、この町との間に共済関係の存する者で、法第八十五条の三第三項又は第五項の公示があつた日の前日に当該移譲組合との間に共済関係が存し、かつ、その公示があつた日にこの町との間に共済関係を成立させたものに対して、議会の議決を経て、移譲組合との間に存した共済関係をこの町との間に存したものとして前条の規定の例により算定した額を限度として無事戻しをするものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第二項中「特別積立金の金額」とあるのは、「特別積立金の金額（この町が共済事業につき移譲組合から財産の譲渡を受けて行い無事戻しにあつては、この町が移譲組合から譲渡を受けた財産の額を勘案して農林水産大臣が定める金額）」と読み替えるものとする。

（加入者負担共済掛金の分納）

第八十八条の四十四 この町は、園芸施設共済（共済責任期間が一年間であるものに限る。）

に係る加入者負担共済掛金について、第八十八条の三十一第一項の規定にかかわらず、園芸施設共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を二回に分割して納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第二回目の納付につき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この町の定める書類を添付してしなければならない。

3 園芸施設共済加入者は、第一項の規定により二回に分割して納付することを認められた場合には、第八十八条の二十五第二項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して一週間以内に入加入者負担共済掛金の二分の一に相当する金額を、第一回目の加入者負担共済掛金の納付期限の日から起算して六月を経過した日までにその残額に相当する金額を、それぞれこの町に納付しなければならない。

4 第一項の規定により分割納付を認められた園芸施設共済の共済責任期間は、第八十八条の二十八第一項の規定にかかわらず、この町が前項の規定による第一回の納付を受けたる日の翌日から一年間とする。

5 第五条第四項の規定は、第三項の納付について準用する。

6 第六条の規定は、第三項の納付期限までに第二回目の納付を行わない園芸施設共済加入

者に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

第八十八条の四十五 園芸施設共済加入者が正当な理由がないのに前条第三項の規定に違反して第二回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第八十八条の三十八の規定にかかわらず、この町は、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

第九十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

#### 五 園芸施設共済に関する勘定

第九十二条第一項第二号中「家畜共済」の下に「又は園芸施設共済」を加え、「共済掛金期間」を「責任期間」に改め、同条第二項中「経過しない共済掛金期間」を「経過しない責任期間」に、「当該共済掛金期間」を「当該責任期間」に改める。

第九十三条第二項中「又は第三号」を「、第三号又は五号」に改める。

第九十四条第二項中「及び家畜共済」を「、家畜共済及び園芸施設共済」に改め、「又は家畜共済」の下に「若しくは園芸施設共済」を、「、家畜共済」の下に「及び園芸施設共済」を加える。

第九十七条第二項中「及び第三号」を「、第三号及び第五号」に改める。

第九十八条第二項中「及び家畜共済について」を「、家畜共済及び園芸施設共済について」に、「及び家畜共済の区分」を「並びに家畜共済及び園芸施設共済の区分」に改め、「家畜共済」の下に「及び園芸施設共済」を加える。

同条第六項中「及び果樹区分別の果樹共済」を「、果樹区分別の果樹共済及び園芸施設共済」に改める。

第一百十条中「及び果樹共済部会」を「、果樹共済部会及び園芸施設共済部会」に改める。  
付録第一の前に次の別記を加える。

別記（第八十八条の三十関係）

12

ロは、当該共済責任期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月）とする。

#### 附 則

この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行する。